	第2回国民保護協議会における修正		計画修正(最終諮問案)	
頁		修正	最終修正(案)	備考
目次	第3章 関係機関相互の連携			誤謬により修正する。本文訂
2	2 <u>知事</u> 、指定行政機関の長、			正により修正(県指示)
	指定地方行政機関の長等への措		<u>指定地方行政機関の長</u> への措置	
	置要請等		要請等	
目次	第3章 国民保護措置に要した費用の支			
	弁等	弁等		正により修正(県指示)
4	2 損失補償、実費弁償及び損害補償	2 損失補償、損害補償	2 損失補償及び損害補償	
	79	79	79	
4	(7)高齢者、障害のある人等への配意及		(7)高齢者、障害のある人、乳幼児等へ	
	び国際人道法の的確な実施	児等への配意及び国際人道法の的確な 実施	の配意及び国際人道法の的確な実施	配慮を要する者」を指してい    る。
	ナは 国界の禁性器の中をに収む て		ナは 同日児等世界の中佐に火む て	る。  県計画では、一人で避難でき
	市は、国民保護措置の実施に当たっては、 <u>高齢者、障害のある人、外国人その</u>	市は、国民保護措置の実施に当たって は、 <u>高齢者、障害のある人、子ども、乳幼</u>	市は、国民保護措置の実施に当たっては、京崎老・院宝のちる人、副幼児の	るような小中学生は、住民の
	他特に配慮を要する者の保護について	に、 <u>同節句、障害ののる人、子とも、孔刻</u> 児、外国人その他特に配慮を要する者の		一部として考えている。(県)
	留意する。	保護について留意する。	について留意する。	
<u></u>	第3章 関係機関の事務又は業務の大			  誤謬により修正する。(県指
"	編等   関係機関の事務をは来物の人		編等   関係機関の事務をは来物の人	宗診により修正する。(朱柏 一元)
	1 関係機関の事務又は業務の大綱		1 関係機関の事務又は業務の大綱	70
	(1) 市		(1) 市	
	事務又は業務の大綱		事務又は業務の大綱	
	2 <u>国民保護協議会の設置、運営</u> 3 <u>国民保護対策本部及び緊急対</u>		2 <u>市国民保護協議会の設置、運営</u> 3 <u>市国民保護対策本部及び市</u> 緊	
	処事態対策本部の設置、運営		急対処事態対策本部の設置、運営	
	<u> </u>		成为发生成为 <b>发生的</b> 少成 <b>位、</b> 左吕	
	(2) 県		(2) 県	
	事務又は業務の大綱		事務又は業務の大綱	
	2 国民保護協議会の設置、運営		2 <mark>県</mark> 国民保護協議会の設置、運営	
	3 国民保護対策本部及び緊急対		2 <u>赤国氏体設励議会の設置、建置</u>   3 <u>県国民保護対策本部及び県</u> 緊	
	処事態対策本部の設置、運営		急対処事態対策本部の設置、運営	
10	(4)道路の位置等		(4)道路の位置等	県道の表現方法を統一する。
	東西にのびる東名高速道路は、関東		東西にのびる東名高速道路は、関東	
	圏、中京圏と直結し、国道1号、県道380		圏、中京圏と直結し、国道1号、県道380	
	号線は富士市、清水町、三島市と繋が		号線は富士市、清水町、三島市と繋が	
	る。			
	また、南北にのびる国道246号は長泉 町、裾野市に、国道414号は伊豆の国市		また、南北にのびる国道246号は長泉  町、裾野市に、国道414号は伊豆の国市	
	に、市内口野を基点とする <u>県道沼津土肥</u>		に、市内口野を基点とする県道17号線	
	線は伊豆市に繋がっている。		は伊豆市に繋がっている。	
				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
20	第2 関係機関との連携体制の整備			道路法の改正により変更す
	2 県との連携等		2 県との連携等	る。(県指示)
	(4)県警察との連携		(4)県警察との連携	
	市長は、自らが管理する道路について、・・・		<u>市は</u> 、自らが管理する道路について、・・・	
20	C、  1 避難に関する基本的事項	  1 避難に関する基本的事項	  1 避難に関する基本的事項	   各を入れた方がいい。(県指
23	(5)学校や事業所との連携	(5)学校や事業所との連携		〒を八がたのの
		では、学校や大規模な事業所における		70
		避難に関して、時間的な余裕がない場合		
		においては、学校や事業所単位により集		
	難することを踏まえて、平素から、各事業	団で避難することを踏まえて、平素から、	団で避難することを踏まえて、平素から、	
	所における避難の在り方について、意見		各学校や各事業所における避難の在り	
			方について、意見交換や避難訓練等を通	
	する。	て、対応を確認する。	じて、対応を確認する。	
	2 避難実施要領のパターンの作成	2 避難実施要領のパターンの作成	2 避難実施要領のパターンの作成	法第63条第1項により、県モ
	市は、関係機関(教育委員会など市の	市は、関係機関(教育委員会など市の	市は、関係機関(教育委員会など市の	デルが妥当と考える。(県)
	各執行機関、消防機関、県、県警察、海	各執行機関、消防機関、県、県警察、海	各執行機関、消防機関、県、県警察、 <u>海</u>	
	<u>上保安部等</u> 、自衛隊等)と緊密な意見交	上保安部、自衛隊等)と緊密な意見交	<u>上保安部等</u> 、自衛隊等)と緊密な意見交	
	換	<b>換····</b>	<b>換····</b>	
30	(2)基礎的資料の準備等			避難施設データベース稼動予
	市対策本部において集約・整理する基礎		市対策本部において集約・整理する基礎	
	的資料		的資料	(示)
	・ <u>避難施設データベース(平成18年度稼</u>		<u>・避難施設データベース</u>	
_	動予定)		(a) + 18/ht rm 1 7 A 11 15 25 ht	<b>プロ・中央の 11 JM ロロ / ルラ ツ/ 、 / A</b>
32	(2)市が管理する公共施設等における警		(2)市が管理する公共施設等における警	
	大は、土は豆は豆はにおいてこったパス			無いため削除する。
	市は、市外又は国外においてテロ等が発  生した場合、その管理に係る <u>公共施設</u> 、		市は、市外又は国外においてテロ等が発   生した場合。その管理に係る公共施設等	
	生しに場合、その管理に係る <u>公共施設、</u>   <mark>公共交通機関等</mark> について、必要に応じて		生した場合、その管理に係る公共施設等  について、必要に応じて情報収集体制の	
	<del>公共文地候園寺</del> について、必要に応じて  情報収集体制の徹底、職員又は警備員		徹底、職員又は警備員による見回り、点	
	による見回り、点検を実施する。		検を実施する。	
27	オ 本部の代替機能の確保		オ 本部の代替機能の確保	より明確にするため(県指示)
3/	オー本部の代替機能の確保  予備施設として		オー本部の代替機能の確保  予備施設として	のクッワフォѥเ〜ダ②/ニថノ(朱拍ボ <i>)</i>   
	<u>                                    </u>		「市立図書館	
	<u> ====================================</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

### 資料-1

### 第2回国民保護協議会における修正 計画修正(最終諮問案) 計 画 (案) 修 正 終 修 正 (案) 備 38(5) 市対策本部長の総合調整等 (5) 市対策本部長の総合調整等 法第29条第2項 都道府県対 イ 県対策本部長に対する総合調整の要請 イ 県対策本部長に対する総合調整の要請 |策本部長及び市町村対策本 部長の権限と同じ表現とす る。 なお、県対策本部長が総合調整を行う なお、県対策本部長が総合調整を行う (県の修正指示) 場合には、<u>市長</u>は、県対策本部長に対し 場合には、<u>市長等</u>は、県対策本部長に対 以下同じ て意見を述べることができる。 して意見を述べることができる。 39 2 現地調整所 2 現地調整所 法第63条第1項の海上保安 2 現地調整所 (1) 市長は、武力攻撃による災害が発 (1) 市長は、武力攻撃による災害が発 (1) 市長は、武力攻撃による災害が発 部長等は、当該市町村の区 域を管轄する海上保安部長 生した場合、その被害の軽減及び現地に 生した場合、その被害の軽減及び現地に |生した場合、その被害の軽減及び現地に 等に限らない。 おいて措置に当たる要員の安全を確保すおいて措置に当たる要員の安全を確保す おいて措置に当たる要員の安全を確保す 住民の避難誘導は管轄区域 るため、現場における関係機関(県、消防 るため、現場における関係機関(県、消防 るため、現場における関係機関(県、消防 にとらわれていない。 機関、県警察、<u>海上保安部等</u>、自衛隊、 機関、県警察、<u>海上保安部</u>、自衛隊、医 |機関、県警察、<u>海上保安部等</u>、自衛隊、 療機関等)の活動を円滑に調整する必要 医療機関等)の活動を円滑に調整する必 法文どおり「等」を入れるのが 医療機関等)の活動を円滑に調整する必 妥当と考える。(県) 要があると認めるときは、関係機関との があると認めるときは、関係機関との情 |要があると認めるときは、関係機関との 情報共有及び活動調整を行うため、現地 報共有及び活動調整を行うため、現地調 |情報共有及び活動調整を行うため、現地 調整所を設置する。 整所を設置する。 |調整所を設置する。 地 調 整 所 調整所 地 調 整 所 現 地 現 医療機関 医療機関 医療機関 消防機関 消防機関 消防機関 県 県 県 情報の共有 情報の共有 情報の共有 市町 活動内容の 調整 市町 活動内容の調整 自衛隊 自衛隊 自衛隊 県警察 海上保安部 海上保安部等 海上保安部等 子機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて次の活動が 異的に行われるよう調整する。 次・疾動・残島・交通の発制・原因物質の除去、除染等 子機関の連携体制を構築する。 〇各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて次の店動が 頻果的に行われるよう調整する。 ・ 間火・税助・税金・交通の規制・原因物質の除去、除筆等 〇各機関の連携体制を機築する。 〇債観共有するもののかち、特に店動する際員の安全に関す る情報は、常に最新のものとなるよう努める。 各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて次の活動が 〇 情 観共有 するもの のうち、特に 活動する隊 員の 安全に関する情 観 は、常に 最新の ものとな るよう努め る。 41 2 知事、指定行政機関の長、指定地方 <u>知事等、指定行政機関の長、指定地</u> |法第29条第2項 都道府県対 方行政機関の長への措置要請等 <u>行政機関の長等</u>への措置要請等 策本部長及び市町村対策本 部長の権限 (1)知事等への措置要請 (1)知事等への措置要請 この中に、関係市町村長 <u>市長</u>は、市の区域における国民保護措 <u>市長等</u>は、市の区域における国民保護 <u>等</u>⋯は、当該都道府県の区 置を的確かつ迅速に実施するため必要 措置を的確かつ迅速に実施するため必 域に係る国民の保護のため があると認めるときは、知事その他県の 要があると認めるときは、知事その他県 の措置に関して、都道府県対 執行機関(以下「知事等」という。)に対 |の執行機関(以下「知事等」という。)に対 策本部長が行う総合調整に し、その所掌事務に係る国民保護措置の |し、その所掌事務に係る国民保護措置の 関し、当該都道府県対策本部 実施に関し必要な要請を行う。この場合 |実施に関し必要な要請を行う。この場合 長に対して意見を申し出るこ において、<u>市長</u>は、要請する理由、活動 |において、<u>市長等</u>は、要請する理由、活 とができる。とされている。 |動内容等をできる限り具体的に明らかに 内容等をできる限り具体的に明らかにし (県の修正指示) て行う。 して行う。 以下同じ (2)<u>知事</u>に対する指定行政機関の長又は (2) <u>知事等</u>に対する指定行政機関の長又 県の修正指示 指定地方行政機関の長への措置要請 |は指定地方行政機関の長への措置要請 <u>市長</u>は、国民保護措置を的確かつ迅速 <u>市長等</u>は、国民保護措置を的確かつ迅 に実施するため特に必要があると認める 速に実施するため特に必要があると認め ときは、知事等に対し、指定行政機関の るときは、知事等に対し、指定行政機関 の長又は指定地方行政機関の長への要 長又は指定地方行政機関の長への要請 を行うよう求める。 |請を行うよう求める。 (3)指定公共機関、指定地方公共機関へ (3)指定公共機関、指定地方公共機関へ 県の修正指示 の措置要請 |の措置要請 <u>市長</u>は、国民保護措置を的確かつ迅速 <u>市長等</u>は、国民保護措置を的確かつ迅 に実施するため必要があると認めるとき 速に実施するため必要があると認めると は、関係する指定公共機関又は指定地 |きは、関係する指定公共機関又は指定地 方公共機関に対し、その業務に係る国民 方公共機関に対し、その業務に係る国民 保護措置の実施に関し必要な要請を行 保護措置の実施に関し必要な要請を行 う。この場合において、<u>市長</u>は、当該機関 |う。この場合において、<u>市長等</u>は、当該機 の業務内容に照らし、要請する理由や活 関の業務内容に照らし、要請する理由や 動内容等をできる限り具体的に明らかに |活動内容等をできる限り具体的に明らか にする。 する。 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等|3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等|3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等|自衛隊の組織改変により、地 方連絡部長が地方協力本部 長に改変された。 (1)市長は、避難住民の誘導及び救援 (1)市長は、避難住民の誘導及び救援 (1)市長は、避難住民の誘導及び救援 また、頭に自衛隊を付けるよ 等の国民保護措置に関し、自衛隊の部 等の国民保護措置に関し、自衛隊の部 等の国民保護措置に関し、自衛隊の部 う県から指示があった。 隊等による国民保護等派遣(以下「国民 隊等による国民保護等派遣(以下「国民 |隊等による国民保護等派遣(以下「国民 保護等派遣」という。)が必要と判断する 保護等派遣」という。)が必要と判断する |保護等派遣」という。)が必要と判断する ときは、知事に対し、国民保護等派遣の ときは、知事に対し、国民保護等派遣の |ときは、知事に対し、国民保護等派遣の 要請を行うよう求める。 要請を行うよう求める。 要請を行うよう求める。 また、知事に対する自衛隊の部隊等の また、知事に対する自衛隊の部隊等の また、知事に対する自衛隊の部隊等の 派遣の要請の求めができない場合は、自 派遣の要請の求めができない場合は、<mark>地</mark> 派遣の要請の求めができない場合は、<mark>地</mark> <u>方連絡部長等</u>を通じて、防衛庁長官に連 <u>方協力本部長等</u>を通じて、防衛庁長官に <mark>衛隊地方協力本部長等</mark>を通じて、防衛庁 連絡する。 絡する。 |長官に連絡する。

第2回国民保護協議会における修正		計画修正(最終諮問案)	
頁 計 画(案)	修正	最終修正(案)	備考
42 5 指定行政機関の長等に対する職員の 派遣要請		5 指定行政機関の長等に対する職員の 派遣要請	県の修正指示
(1) 市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。		(1) 市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。	
(2) 市長は、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。		(2) 市長等は、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。	県の修正指示
43 6 市の行う応援等 (1)他の市町に対して行う応援等 ア 市長は、他の市町長から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。		6 市の行う応援等 (1)他の市町に対して行う応援等 ア 市長等は、他の市町長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。	県の修正指示
市は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、 <u>住民に対</u>	り、必要があると認めるときは、 <u>住民等に</u>	川は、国民休暖拍世で天肥りるに当た	範囲内の住民という意味合い から、等を削除する。 (県事前協議)
44 (1)避難住民の誘導に必要な援助 避難住民を誘導する <u>市の職員は</u> 、必要 があると認めるときは、避難住民その他 の者に対し、避難住民の誘導に必要な援 助について協力を要請する。		(1)避難住民の誘導に必要な援助 避難住民を誘導する <u>市の職員並びに消</u> <u>防長及び消防団長は</u> 、必要があると認め るときは、避難住民その他の者に対し、 避難住民の誘導に必要な援助について 協力を要請する。	法第62条第1項の表現により、訂正する旨の県からの指示
49 (2)避難実施要領を定める際の主な留意事項		(2)避難実施要領を定める際の主な留意事項	県から誤謬により修正の連絡
ア 要避難地域及び避難住民の誘導の 実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り 明示するとともに、自治会、 <u>事務所</u> 等、地 域の実情に応じた適切な避難の実施単 位を記載する。		ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、 <u>事業所</u> 等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。	
50 (3)避難実施要領の策定の際における考慮事項 ウ <u>避難住民等</u> の把握		(3)避難実施要領の策定の際における考慮事項 ウ <u>避難住民</u> の把握	のであり、等は削除が妥当。 (県の修正指示)
カ <u>高齢者、障害のある人その他特に配</u> <u>慮を要する者</u> の避難方法の決定		カ <u>高齢者、障害のある人、乳幼児その</u> 他特に配慮を要する者の避難方法の決 定	るような小中学生は、住民の 一部として考えている。(県)
52 (3)武力攻撃事態の類型等に応じた住民 避難 ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合		(3)武力攻撃事態の類型等に応じた住民 避難 ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合	県モデルの誤り
・・・・・・・・・・市長は、弾道ミサイルの <mark>弾道</mark> の種類や 被害の状況が判明するまで屋内から屋 外に出ることは、危険を伴うことから・・・		・・・・・ ・市長は、弾道ミサイルの <mark>弾頭</mark> の種類や 被害の状況が判明するまで屋内から屋 外に出ることは、危険を伴うことから・・・	
ウ 着上陸侵略の場合 ・市長は、大規模な着上陸侵攻やその前 提となる反復した <u>航空機攻撃等</u> の本格的 な侵略事態に伴う避難は、・・・		ウ 着上陸侵略の場合 ・市長は、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した <u>航空攻撃等</u> の本格的な 侵略事態に伴う避難は、・・・	誤謬により修正する。(県指 示)
(5)地域特性に応じた住民避難 ア 都市部における住民の避難 都市部の住民を実際に避難させる必要 が生じた場合、・・・		(5)地域特性に応じた住民避難 ア 都市部における住民の避難 都市部の住民を <u>避難</u> させる必要が生じ た場合、・・・	誤謬により修正する。(県指示)
市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部	市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊	(6)避難誘導を行う関係機関との連携市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、 <u>海上保安部長等</u> 又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。	法第63条第1項から考えれば 「等」が入る。(県)

第2回国民保護協議会における修正		計画修正(最終諮問案)	
頁 計 画(案)	<u>修</u> 正	最終修正(案)	備考
53 (9) 高齢者、障害のある人、外国人等へ	19 ==	(9) 高齢者、障害のある人、外国人等へ	
の配慮		の配慮	N = 7 70 00 1X 17
		1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	
市長は、高齢者、障害のある人、外国		市長は、高齢者、障害のある人、外国	
人等の避難を万全に行うため、社会福祉		人等の避難を万全に行うため、社会福祉	
協議会、国際交流団体等と協力して、高		協議会、国際交流団体等と協力して、高	
齢者、障害のある人、外国人等への連		齢者、障害のある人、外国人等への連	
格、運送手段の確保を的確に行うものと		絡、運送手段の確保を的確に行うものと	
する		する <u>。</u>	
54 (13)通行禁止措置の周知		(13)通行禁止措置の周知	道路法の改正により変更す
道路管理者たる <u>市長</u> は、道路の通行禁		道路管理者たる <u>市は</u> 、道路の通行禁止	
		毎時日曜日だる <u>川は</u> 、垣崎の通り禁止  等の措置を行ったときは、・・・	00 ()()[10]
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		寺の相直を打りたとさば、***	
4 避難先区域の指定を受けた場合の対		4 避難先地域の指定を受けた場合の対	誤謬により修正する。(県指
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		4 <u>避難先地域</u> の指定を受けた場合の対  応	
市長は、 <u>避難先区域</u> の指定が管轄区域	,	市長は、 <u>避難先地域</u> の指定が管轄区域	- '
内にある場合には、避難施設の開設や	v I	内にある場合には、避難施設の開設や	
救援の準備等の避難住民の受け入れに		救援の準備等の避難住民の受け入れに	
必要となる措置を行う。		必要となる措置を行う。	
56 (3)救援に当たっての留意事項	(3)救援に当たっての留意事項	(3)救援に当たっての留意事項	県計画では、一人で避難でき
ア 収容施設の供与	ア 収容施設の供与	ア 収容施設の供与	るような小中学生は、住民の
・ 高齢者、障害のある人その他特に配慮	・高齢者、障害のある人、子ども、乳幼児	・ 高齢者、障害のある人、乳幼児その他	一部として考えている。(県)
を要する者に配慮した避難所の供与		特に配慮を要する者に配慮した避難所の	
	難所の供与	供与	
57 エ 被災者の捜索及び救出	エ 被災者の捜索及び救出		  船で避難中に御前崎沖で何
	- 被災者の投票及び救出の実施について		
一版久石の技术及の秋山の天旭について	- 板火有の接条及び救出の美施にういて の県警察、消防機関及び自衛隊、 <u>海上保</u>	成久日の支末及の秋山の夫心について  の目墜突 治防機関あれら治療 海上伊	の捜索及び救出等を行うこと
	<u>「の宗言宗、</u> 何の俄国及ひ日南 <i>は、<u>海工床</u>  安部</i> の関係機関との連携	の宗言宗、月の俄国及び日南 <i>は、<u>海工味</u>   <mark>安部等</mark>の</i> 関係機関との連携	もあり得るので、県モデルど
女 <u>の寺</u> の関係機関との建榜	<u>女前</u> の関係機関との建携		おり等を入れることが妥当。
			(**/
オ 埋葬及び火葬	オ 埋葬及び火葬	オ 埋葬及び火葬	
│ │ · 県警察及び <u>海上保安部等</u> との連携によ	・県警察及び <u>海上保安部</u> との連携による		
る身元の確認、遺族等への遺体の引渡し	, 身元の確認、遺族等への遺体の引渡し	る身元の確認、遺族等への遺体の引渡し	
等の実施	等の実施	等の実施	
ケ 死体の捜索及び処理	ケ 死体の捜索及び処理	ケ 死体の捜索及び処理	
	・死体の捜索及び処理の実施についての		
	県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安		
部等の関係機関との連携	部の関係機関との連携	部等の関係機関との連携	
61 ウ 住民への回答に係る様式は、安否情		ウ 住民等への回答に係る様式は、安否	安丕情報の昭全は 避難住
報省令の様式第5号による。		情報省令の様式第5号による。	民に限らず、住民の関係者等
			からの照会があるため。
			(県の修正指示)
			(水の)   至11177
(3)個人の情報の保護への配慮		(3)個人の情報の保護への配慮	法第95条が「地方公共団体
ア 市は、安否情報は個人の情報である		ア 市長は、安否情報は個人の情報であ	の長」としているので、「市長」
ことにかんがみ、・・・		ることにかんがみ、・・・	に変えてください。(県指示)
イ 市は、安否情報の回答に当たって		イ 市長は、安否情報の回答に当たって	
は、・・・		1	
			ナケッスタルトローナリーホニイ
62 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え	•	1 武力攻撃災害への対処の基本的考え  方	
方		<sup>7</sup>	ください。(県指示)
(1)武力攻撃災害への対処		(1)武力攻撃災害への対処	
市長は、国や県等の関係機関と協力し		<u>市</u> は、国や県等の関係機関と協力し	
て、市の区域に係る武力攻撃災害への		て、市の区域に係る武力攻撃災害への	
対処のために必要な措置を講ずる。		対処のために必要な措置を講ずる。	
63 (3)市が管理する施設の安全の確保	(3)市が管理する施設の安全の確保		   法第102条第4項の「その他の
105 (3)   か       105 (3)      105 (3)      105 (3)      105 (3)      105 (3)      105 (3)      105 (3)      105 (3)      105 (3)      105 (3)      105 (3)      105 (3)      105 (3)			
「「中では、中が管理する生活関連寺施設   について、当該施設の管理者としての立	「「一大は、「「か管理」の生活関連等施設  について、当該施設の管理者としての立	「中長は、中か管理する生活関連等施設  について、当該施設の管理者としての立	前後の関係から長を除くこと
場から、安全確保のために必要な措置を		場から、安全確保のために必要な措置を	で修正をしたが、逐条解説に
場がら、女主権体のために必要な指置を	場から、女主催休のために必要な指直を  行う。	場から、女主催休のためためため安は指直を  行う。	おいて幅広く想定していること
117。   この場合において、市長は、必要に応	117。   この場合において、市長は、必要に応	この場合において、市長は、必要に応	から、県モデル計画と同様に
し、県警察、 <u>海上保安部長等</u> 、消防機関	じ、県警察、海上保安部、消防機関その		「等」を入れていただきたい。
し、宗言宗、 <u>海上味女郎</u> で寺、府防候男   その他の行政機関に対し、支援を求め	し、宗言宗、 <u>海工法女品</u> 、市防機関での  他の行政機関に対し、支援を求める。	し、宗言宗、 <u>海工法女部寺</u> 、府防機関で の他の行政機関に対し、支援を求める。	(県)
「この他の1」政権関に対し、文権を求め		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(A) BB		
64 (3)関係機関との連携	(3)関係機関との連携	(3)関係機関との連携	県モデルは、市の対策本部に
	市は、NBC攻撃が行われた場合は、市		関係機関が集まって情報交
対策本部において、消防機関、県警察、	対策本部において、消防機関、県警察、	対策本部において、消防機関、県警察、	撄を行うことを想定している。
海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等	海上保安部、自衛隊、医療関係機関等か	海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等	状況によって御前崎海上保
┃ ┃┃┃┃┃┃┃┃	ら被害に関する情報や関係機関の有す	から被害に関する情報や関係機関の有	女者か参加することも考えら
する専門的知見、対処能力等に関する情	る専門的知見、対処能力等に関する情報	する専門的知見、対処能力等に関する情	れるため、県モデルの表現が
報を共有し、必要な対処を行う。	を共有し、必要な対処を行う。	報を共有し、必要な対処を行う。	妥当と考える。(県)
65  イ 措置の手続き		イ 措置の手続き	県モデルの誤り
(ア) 市長は、上記表中の第1号から第4		(ア) 市長は、上記表中の第1号から第4	(県の修正指示)
号までに掲げる措置を講ずるときは、当		号までに掲げる措置を講ずるときは、当	
該措置の名あて人(上記表中の占有者、		該措置の名あて人(上記表中の占有者、	
管理者等という。)に対し、以下に掲げる		管理者等をいう。)に対し、以下に掲げる	
事項を通知する。		事項を通知する。	
		1	1

	第2回国民保護協議	会における修正	計画修正(最終諮	
頁		修正	最終修正(案)	備考
67	る市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。 イ 市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて	部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。 イ市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行	る市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共存安するほか、消防機関、県警察、海上保安部等と現地調整所等において重携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。イ市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域においてて見が退避の指示に係る地域においてて、計算等、海上保安部等、自衛隊の意見をともに、各職員が最新の情報を入手	情報を取るため海上保安部
68	安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、 その範囲等を決定する。また、事態の状	(2)警戒区域設定に伴う措置等 ア 市長は、警戒区域の設定に際して は、市対策本部に集約された情報のほ か、現地調整所における県警察、 <u>海上保</u> 安部、自衛隊からの助言を踏まえて、そ の範囲等を決定する。また、事態の状況 の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の 変更等を行う。	ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほ	情報を取るため海上保安部 等が妥当(県指示)
	を配置し、県警察、 <u>海上保安部等</u> 、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情	を配置し、県警察、 <u>海上保安部</u> 、消防機 関等と連携して、車両及び住民が立ち入 らないよう必要な措置を講ずるとともに、 不測の事態に迅速に対応できるよう現地 調整所等における関係機関との情報共	入らないよう必要な措置を講ずるととも	上保安署が来ることは考えに くいが、武力攻撃の状況に よっては管区海上保安本部 に要請する可能性も否定でき ないため、海上保安部等が妥
70	員を派遣し、消防機関、県警察、 <u>海上保安部等</u> 、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡	員を派遣し、消防機関、県警察、 <u>海上保安部</u> 、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を	(8)安全の確保 イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、 <u>海上保</u> 安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に あたらせるとともに、市対策本部との連絡 を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。	
71	(2) 市は、情報収集に当たっては消防機	(2) 市は、情報収集に当たっては消防機	第8章 被災情報の収集及び報告 (2) 市は、情報収集に当たっては消防機 関、県警察、 <u>海上保安部等</u> との連絡を密 にする。	県モデルが妥当と考える(県)
72	1 保健衛生の確保 市は、避難先地域における避難住民等 についての状況等を把握し、その状況に 応じて、市地域防災計画 <u>に準じて、以下</u> に掲げる措置を実施する。		1 保健衛生の確保 市は、避難先地域における避難住民等 についての状況等を把握し、その状況に 応じて、市地域防災計画 <u>に準じた措置</u> を 実施する。	誤謬により修正する。(県指示)
	(4)飲料水衛生確保対策 イ 市は、 <u>地域防災計画</u> の定めに準じ て、水道水の供給体制を整備する。		(4)飲料水衛生確保対策 イ 市は、 <mark>市地域防災計画</mark> の定めに準じ て、水道水の供給体制を整備する。	2 廃棄物の処理 (1)廃棄 物処理対策 アの市地域防 災計画に合わせる。 (県の修正指示)
	2 廃棄物の処理 (1)廃棄物処理対策 ア 市は、市地域防災計画に <u>準じて、以</u> 下の措置を講ずる。		2 廃棄物の処理 (1)廃棄物処理対策 ア 市は、市地域防災計画に <u>準じた措置</u> を講ずる。	「以下」が無いので、文中の 「以下の」を削除する。 (県の修正指示)
74	2 避難住民等の生活安定等 (2)市税の減免等 市は、避難住民等の負担軽減のため、 法律及び条例の定めるところにより、市 税に関する申告、申請及び請求等の書 類、納付又は納入に関する期間の延期 並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予 及び減免の措置を災害の状況に応じて 実施する。		2 避難住民等の生活安定等 (2)市税の減免等 市は、避難住民等の負担軽減のため、 法律及び条例の定めるところにより、市 税に関する申告、申請及び請求等の書 類の提出、納付又は納入に関する期間 の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴 収猶予及び減免の措置を災害の状況に 応じて実施する。	誤謬により修正する。(県指示)
77	2 公共的施設の応急の復旧 (1)市が管理する <u>水道施設、水道用水</u> 供給施設、下水道施設及び工業用水道 施設の応急の復旧	2 公共的施設の応急の復旧 (1)市が管理する <u>水道施設、水道用水</u> 供給施設、下水道施設の応急の復旧	2 公共的施設の応急の復旧 (1)市が管理する <u>水道施設及び下水道</u> 施設の応急の復旧	沼津市には工業用水道施設 が無いため削除 また、水道用水供給施設も無 いため削除

# 資料-1

	第2回国民保護協議	会における修正	計画修正(最終諮	問案)
頁	計 画(案)	修正	最終修正(案)	備考
77	は、市が管理する水道施設、水道用水供 給施設、下水道施設及び工業用水道施 設について、速やかに被害の状況を把握 するとともに、被害の状況に応じて、応急	は、市が管理する <u>水道施設、水道用水供 給施設、下水道施設</u> について、速やかに 被害の状況を把握するとともに、被害の	施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応	
79	用の支弁等	第3章 国民保護措置に要した費 用の支弁等 2 <u>損失補償、損害補償</u>	第3章 国民保護措置に要した費 用の支弁等 2 <u>損失補償及び損害補償</u>	県モデルの誤り(県)